

大阪製ブランド認定制度 募集要項



Osaka
products

平成31年4月
大 阪 府

I 事業の趣旨

1 目的

大阪府では、府内中小企業（以下、「企業」という。）の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、府内ものづくり企業の自社製品開発を促進しています。認定製品は、大阪府をはじめ、様々な支援機関等が実施するプロモーション活動によって、国内外に情報発信します。

このたび、2019年度においても「大阪製ブランド認定製品」を募集します。

2 実施主体

説明会の開催、申請受付、審査などは大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会※（以下「実行委員会」という。）が行います。

※実行委員会は(公財)大阪産業局と大阪府で構成しています。

II ブランド認定によるメリット等

1 認定製品への大阪製ブランドロゴマークの使用

使用例) 催事や展示会での掲示・会社案内や製品パンフレットへの掲載・ホームページや SNS での使用・製品タグ等への掲載・名刺への掲載 等



2 プロモーション支援

- (1) 認定製品パンフレット（日英併記）を作成し、国内外に配布
- (2) 百貨店や商業施設などでの展示・販売を通じたプロモーション活動
- (3) プレスリリース、ホームページ、SNS 等による情報発信
- (4) 大阪府関係施策などへの推薦
(広報誌での紹介、イベント・催事での製品紹介等)
- (5) 市町村・商工会等と連携した商談会等での情報発信
- (6) 一部金融機関による金利優遇商品の提供

III 認定対象

1 応募資格

- (1) 大阪府内に本社及び製造拠点（自社工場又は協力工場）を有する中小企業（個人事業主も可）であること。
- (2) (1) の企業で構成される団体等であり、国内で法人格（※1）を有する団体であること。（応募にあたっては法人名で申請してください。）
ただし、国内で法人格（※1）を有しない団体・グループ等複数企業で応募の場合は申請書と併せて「代表企業以外の構成企業の概要（様式4-2号）」をご提出ください。

- (3) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 大阪府等が実施するプロモーション活動等に積極的に参加・協力できること。

例) ・大阪製ブランド認定製品パンフレット・ホームページの制作への協力

パンフレットやホームページ等の制作に際しては、取材や催事情報の提供などについてご協力をお願いします。

2 対象製品

- (1) 消費財（一般消費者に販売する最終製品）であること（食品を除く）。
- (2) 応募企業が主体的に企画した製品で製造拠点（自社工場又は協力工場）が原則大阪府内にあること。（自社以外の製造工程が含まれる場合は(※2)参照）
※認定後において、主な製造拠点を他府県等に移転された場合は移転日時点で認定を取り消すこととなります。
- (3) 応募時点で販売可能な製品であること。
- (4) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。

※1 法人格とは「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」です。
法律に従い一定の手続きを経たものだけに法人格が認められます。

例) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、事業協同組合、
特定非営利活動法人、LLC（合同会社） 等

※2 自社以外の製造工程が含まれる場合は申請時に代表企業選定報告書（様式4-1号）
をご提出ください。

⇒代表企業選定報告書（様式4-1号）は、応募企業が大阪製ブランド認定制度へ応募することについて、応募企業以外の製造工程を担う企業様の同意を得ていただくものです。認定後のトラブルを避けるためにも、他社の工程が含まれている場合は原則各社に署名・押印いただいで同意を得てください。

なお、法人格（※1）を有しない複数企業でグループとして応募する場合は代表企業以外の構成企業の概要（様式4-2号）をご提出ください。

3 その他

- (1) 1事業年度につき、1社2製品まで応募を受け付けます。過年度に大阪製ブランドの認定を受けている企業も、応募が可能です。
- (2) サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある製品については、原則用途が同一のものを1製品とみなします。
判断に迷われる場合は事務局担当者へご相談ください。
1製品とみなされる例) 「バスタオルとフェイスタオル」等のサイズ違い
1製品とみなされない例) 「シャンプーと台所用洗剤」等、成分や用途が異なるもの

IV 応募方法

1 提出書類一覧

No.	提出書類名称	様式番号	必須/ 任意
1	応募要件・提出書類チェックリスト	—	必須
2	応募申請書	様式第1号	必須
3	品質基準に係る誓約書	様式第2号	必須
4	応募製品提出に係る同意書	様式第3号	必須
5	代表企業選定報告書(自社以外の製造工程が含まれる場合/P3:※2参照)	様式第4-1号	任意
6	代表企業以外の構成企業の概要(任意団体・グループで申請する場合/P2:Ⅲ-1-(2)参照)	様式第4-2号	任意
7	申立書(大阪府暴力団排除条例等に関する申立書)	様式第5号	必須
8	定款のコピー(原本と相違がない旨を証明したもの)	—	必須
9	応募製品(現物)	—	必須
10	会社案内	—	必須
11	製品等パンフレット、カタログ等(コピー可)	—	必須
12	生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し	—	必須
13	管轄の府税事務所で発行された納税証明書(原本)…(※3)	—	必須
14	管轄の税務署で発行された納税証明書(原本)……(※4)	—	必須
15	補足資料(必要に応じて)例:メディア紹介事例、特許登録リストのコピー等	—	任意

◆納税証明書について (いずれも提出日現在で発行日から3ヶ月以内のもの)

※3 大阪府 府税事務所が発行する府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>

(府税事務所所管一覧: <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/otoiawase2.html#chizu>)

※4 税務署が発行する納税証明書その3の3(法人税と消費税及地方消費税)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(税務署所管一覧: <https://www.nta.go.jp/m/osaka/guide/zeimusho/osaka.htm>)

2 提出方法

正本・副本1冊ずつを、A4サイズのフラットファイル(紙製・A4縦<A4-S型>)に綴って提出してください。補足資料(No.15)は可能な限り、A4版サイズに拡大又は縮小して綴ってください。

表紙及び背表紙には申請製品名・代表企業名(法人格を有するグループ等で応募する場合は法人名)を記入してください。

※ファイルの綴り方・申請書類部数については、申請製品数により異なりますので、応募申請書をご確認ください。

※応募製品(現物)の提出については、上記書類との別送・同封の別は問いません。

3 申請書の提出先

応募にあたっては、申請書類ならびに応募製品（現物）を郵送又は宅配便等で以下の提出先に提出してください。（事務局への持参による提出も可能。事前に連絡の上、9：30から17：00の間に持参してください。）

なお、応募製品（現物）は返却します（着払いもしくは事務所に引き取り）が、申請書類は返却いたしません。

〔大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会事務局〕

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 モビオ事業推進グループ

（電 話 06-6748-1050 FAX 06-6748-1062）

4 募集期間（応募申請書・応募製品提出の受付期間）

平成31年4月25日（木）～平成31年7月31日（水）※必着

※持参による受付は9：30から17：00までとします

■応募にあたっての留意事項

- ① 提出された申請書類は選考審査や調査・分析等今後の事業の検討以外の目的には使用しません。
- ② 申請内容や認定後の製品・企業に関する情報は大阪府と実行委員会で共有します。
- ③ 応募申請書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から除外される場合があります。
- ④ 提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください。（応募製品（現物）は返却します。）申請書等は必ず控えをお取りください。
- ④ 応募に要する経費は、すべて応募企業の負担とします。
- ⑤ 審査の状況及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

V 認定方法等

1 審査項目

審査項目	着 眼 点
製 品 優 秀 性	卓越した技術、独自技術、優れたデザイン 等
製品生産の背景	製品開発の背景 等
消費者への訴求力	市場ニーズ 等
製 品 の 新 規 性	類似品との差別化、新市場の創出の可能性 等

各評価項目について、有識者等（大阪製ブランドアドバイザースタッフ）の意見を参考に、施策効果など総合的に勘案し、大阪府が決定します。また、認定された製品の中から、優れた取組みにより創出された製品を「ベストプロダクト」として選定します。

2 品質基準

品質、性能が製品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また、社会通念上妥当な使用条件において問題のある製品については認定しません。

ア 原材料

製造又は製造過程において、発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれらを含む原材料は使用していないこと。

イ 構 造

- ・ 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

ウ 表 記

- ・ 法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドライン（例：一般社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

エ 関連法規・業界自主ガイドライン

当該製品に関連する法規（※3）および各業界の自主ガイドライン（※4）の基準をすべて確認すること。

※3 関連法規（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、薬事法 等

※4 業界自主ガイドライン（例）

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準 等

オ 生産物賠償責任等

応募企業が一切の責任を負うものとします。

- 上記等に該当する旨の品質基準に係る誓約書（様式第2号）及び生産物賠償責任保険証書の写しを提出してください。

VI 選考結果の通知

1 選考結果の通知

選考結果は、実行委員会から各応募企業（グループ等の場合は代表企業）に対し、郵送等により通知します。

通知予定：平成31年12月頃

2 認定製品及び企業概要については、大阪府のホームページ等で公表するとともに、認定証を授与します。

VII 認定の取り消し

以下の各号に該当する場合、認定を取り消します。

- (1) 認定製品として選考された企業が、破産等により事業の継続が困難となった場合
- (2) 暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また、法人にあって役員等がこれらの者と判明した場合
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していたことが判明した場合
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者であることが判明した場合
- (5) 認定後、「Ⅲ 認定対象 2 対象製品 (3) 応募時点で販売が可能な製品であること。(4) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。」の要件を満たさないことが判明した場合
- (6) 認定後、「Ⅴ 認定方法等 2 品質基準」を満たさないことが判明した場合
- (7) 認定後、主な製造拠点を他府県等に移転した場合
- (8) 認定後、認定製品の製造を中止した場合
- (9) 申請時の内容に虚偽がある事が判明した場合

VIII その他

1 本事業に関するお問い合わせ

〔大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会事務局〕

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 モビオ事業推進グループ

電 話 06-6748-1050 FAX 06-6748-1062

E-Mail seizo@gbox.pref.osaka.lg.jp

事業ホームページ：<http://www.osaka-sei.m-osaka.com/>

- ### 2 大阪府及び実行委員会では、今後の中小企業支援策の検討にあたり、大阪製ブランド認定企業に対してアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力よろしくお願ひします。